

【収入が減少している場合：自営業の方】

| 申請に必要な書類 | 例 |
|---|---|
| (1) 受給申請書 | 大阪府私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（様式第1号の6） ※大阪府のホームページよりダウンロード、印刷してください。 |
| (2) 奨学のための給付金に係る誓約書 | 奨学のための給付金に係る誓約書 ※大阪府のホームページよりダウンロード、印刷してください。 |
| (3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 | 国または地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書 などの公的な証明書類の写し 上記のような証明書類が提出できない場合は 家計急変の発生に関する申立書 ※収入が減少している理由を記載の上、提出してください。 ※申立書が必要な場合は大阪府のホームページよりダウンロード、印刷してください。 |
| (4) ①家計が急変する前の収入を証明する書類 | 令和2年度の課税証明書（原本）、令和2年度の市町村民税・府民税納税通知書（課税明細書）の写し など |
| (4) ②家計が急変した後の収入を証明する書類 | 税理士又は公認会計士の作成した証明書類（原本） ※申請する月の直近3ヶ月分が必要です。 ※税理士や公認会計士の証明がないものは認められません。 |
| (5) 生徒本人の健康保険証の写し | 申請書2ページの指定箇所に貼り付けてください。 |
| (6) 生徒本人の在学を証明する書類 | 在学証明書 ※申請書3ページの下段に学校長の証明を受ける場合、在学証明書は提出不要です。 |
| (7) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類 | 扶養親族全員分の健康保険証の写し 等 ※(4)①にて扶養親族の人数が明記されている場合は提出不要です。 |
| (8) 給付金振込先口座の通帳等の写し | 申請書3ページ上段に貼り付けてください。 |
| (9) 保護者等の住民票 | 保護者等（親権者全員）の住民票（原本） ※発行後3ヶ月以内のものを提出してください。 ※保護者等の住所を確認します。生徒等や個人番号が記載されている住民票は不要です。 ※控除対象配偶者の住民票も必要です。 |
| 以下の書類は、区分2にて申請する方のみ提出が必要です。 ※生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は不要です。 <区分2> 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合 a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合 | |
| (10) 兄弟姉妹の健康保険証の写し | |
| (11) 兄弟姉妹の高等学校の在学証明書 | 次の①または②に該当する場合は提出してください。 ①高等学校等に在学する兄弟が23歳以上 ②弟、妹が通信制の高等学校に在学している |